

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費	以下の各号に掲げる条件を満たし、別表 2 に掲げる安全対策物品等（中古品を除く）の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く） (1) 受講者 1 名につき同一品目 1 個の購入に限る。ただし、単数での利用と比較して、所定の効果効能が最大限に発揮されると認められる物品については、この限りではない。 (2) 10 万円以上の機械、器具を購入する場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、複数の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とする（やむを得ない事情により複数の業者から見積書等を徴収することが難しい場合を除く）。
--------	---

別表 2

分類	安全対策物品	機械器具
品目	チェーンソー防護ズボン チェーンソー防護チャップス チェーンソー防護ブーツ 安全靴 安全長靴 安全地下足袋 林業用ヘルメット（メッシュバイザーもしくは防災面、イヤーマフが一体となっているもの） メッシュバイザー 防災面 イヤーマフ 耳栓 林業用手袋 林業用ジャケット かかり木処理器具 呼子 小型無線機 熱中症対策及び防寒用品 虫害・獣害対策 救急用品 その他安全性向上に資する用品	チェーンソー（チェーンソー目立て工具含む） 刈払機

